

諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の 基礎資料等作成業務仕様書（案）

第1 諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定の基礎資料作成業務

1 目的

諏訪湖における底層溶存酸素量（底層DO）に係る類型指定を行うための実地調査、文献調査等を行い、長野県環境審議会では諏訪湖の類型指定を検討するにあたっての基礎資料を作成する。

2 委託期間

契約締結の日から令和4年（2022年）3月30日（水）までとする。

3 打合せ協議

受託者は、業務開始時、中間時（業務の進捗状況を勘案して決定。）、業務完了時において委託者と業務の実施状況等について計3回以上の打合せ協議を行うものとする。協議の方法は、コロナ感染対策により、Web会議による協議を行うこともできるものとする。なお、業務開始時には事業実施計画案及びスケジュール案を委託者に提出すること。

また、上記のほか、契約書、仕様書、その他委託者の指示等に応じて、本業務の実施に係るスケジュール管理や進捗状況など必要な報告を行うこと。

4 業務内容

(1) 保全対象種の観点に関する調査

ア 保全対象種の検討のための情報収集

諏訪湖における保全対象種の検討に当たり、水生生物の生息環境について、既存資料及び文献等を用いて情報を収集、整理する。

イ 水生生物の生息状況等の把握

諏訪湖において生息、再生産をしている水生生物の状況を把握するため、既存資料、文献、必要に応じ諏訪湖流域の関係者、県関係機関の職員並びに諏訪湖の水環境及び生態系に詳しい有識者等にヒアリングを実施することにより、幅広く水生生物の生息状況を把握する。

ウ 保全対象種の設定

諏訪湖の類型指定の検討に当たり、保全対象種の設定のための生態特性を持つ種を底層溶存酸素量の低下の影響を受ける可能性のある種（検討対象種）として抽出し、その中から保全対象種を選定する。

エ 保全対象種における底層溶存酸素量の種別目標値の設定

上記ウで設定した保全対象種に対して、生息及び再生産のために必要な底層溶存酸素量の種別の目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（答申）」（平成27年（2015年）12月。中央環境審議会）に記載されている生息段階、若しくは再生産段階の貧酸素耐性評価値に基づき目標値とする。評価値が得られていない保全対象

種は可能な限り科学的知見に基づいて種別目標値を設定する。

オ 保全対象種の生息域及び再生産の場の設定並びに保全対象範囲の重ね合わせ

上記ア～エにより、保全対象種に生態特性と水域の特性を踏まえ、生息域及び再生産の場の可能性のある水域を設定する。

(2) 水域特性の観点に関する調査

ア 水域特性の検討のための情報整理

類型指定案の検討に当たり、水生生物の生息環境、対象水域の利用状況等を把握するため、諏訪湖について、水質・底質の状況に関する情報、水域の構造等に関する情報、水域の利用状況等について、既存資料及び文献、必要に応じて諏訪湖に詳しい有識者等へヒアリングを実施し情報を整理する。

イ 類型指定の検討

上記ア及び諏訪湖で類型指定する際に考慮すべき事項について整理した上で、類型指定を設定する。

(3) 検討委員会の開催

諏訪湖の類型指定を検討する際、検討結果の妥当性を評価するために、発注者と協議の上、以下のとおり検討委員会を設置、開催するものとする。

ア 検討委員会の設置

検討委員は水環境等に関する研究者、漁業関係者、学識者、自治体職員等とする。想定している委員は別記のとおりであり具体的な委員の選定は発注者と協議の上決定する。

イ 検討委員会の開催

検討委員会は諏訪市内（予定）において、2回程度開催するものとする。

検討委員会の日程調整、会場確保、開催案内、会場の設置・撤去等必要な手続きは委託者が行い、資料の準備及び説明は受託者が行うものとする。

5 業務報告書（紙媒体 12 部及び電子データを収納した DVD-R 3 式）

業務報告書は、保全対象種の選定根拠及び底層溶存酸素量が保全対象種の生存・再生産に与える影響に係る考察を含み、諏訪湖における最適な底層溶存酸素量に係る類型指定を提案する内容とする。また、構成については、今後、諏訪湖の底層溶存酸素量の類型指定について、長野県環境審議会において審議する基礎資料とすることを踏まえたものとし、事前に委託者と協議の上決定するものとする。その際、文献等の内容を引用する場合は出典を明らかにすること。

なお、ヒアリングの詳細な内容及び参考文献等のデータについては、資料編としてまとめることもできる。

6 結果の取扱い

(1) 本業務の実施により得られた知見については、全て委託者の所有とし、受託者は委託者の承認を受けずに、他に公表、貸与又は使用してはならない。

(2) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託

者は可能な限り、委託者が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。

(3) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意すること。

(4) 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。

第2 県内湖沼類型指定見直し検討業務

1 目的

県内に存する湖沼（国が指定する味噌川ダムを除く。）に係る類型指定に関し、当初の水域類型指定以降の水質及び利水状況等の変化を考慮し、当該水域の現在の利水目的等に照らして不整合が生じている湖沼については、適切な類型に見直しを行う。

2 委託期間

第1の2に同じ。ただし、業務完了日以前に第2に係る業務を完了したときは、第2の6に掲げる業務報告書を、業務完了日を待たずに提出することができる。

3 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、業務完了時において委託者と業務の実施状況等について2回程度の打合せ協議を行うものとする。協議の方法は Web 会議等による方法を原則とする（対面による協議を妨げるものではない）。なお、業務開始時には事業実施計画案及びスケジュール案を委託者に提出すること。

また、上記のほか、契約書、仕様書、その他委託者の指示等に応じて、本業務の実施に係るスケジュール管理や進捗状況など必要な報告を行うこと。

4 業務内容

(1) 以下の項目について県内 14 湖沼の類型見直しのための情報の収集・整理を行い、その結果を踏まえ類型指定見直しの必要性の検討を行う。ただし、⑦の T-N 水質予測及び T-P 水質予測は、青木湖、中綱湖及び木崎湖のみとする。

- ① 湖の概要
- ② 湖の貯水状況
- ③ 環境基準の類型指定状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 利用目的と利水状況
- ⑥ 水質汚濁負荷量の算定について
- ⑦ 将来水質（COD 水質予測、T-N 水質予測、T-P 水質予測）
- ⑧ 類型見直し案の作成

(2) 長野県環境審議会へ諮るための資料作成

上記(1)の検討結果を踏まえ、2回程度開催される予定(想定)の長野県環境審議会へ諮るための資料を作成するものとする。

(3) その他付帯事業

(1)の検討による類型指定の見直しの結果、環境省に協議等を必要とする事項が発生した場合には、協議する内容を整理した上で、その協議資料を作成するものとする。

5 資料の提供等

本業務の遂行に当たり、受託者は委託者に対し、資料作成のため必要と思料される資料の提供を求めることができる。求める資料の内容は、委託者及び受託者協議の上、決定するものとする。

6 業務報告書(紙媒体12部及び電子データを収納したDVD-R 1式)

(1) 類型指定見直しの必要性の検討結果(案)

(2) 長野県環境審議会へ諮るための資料

(3) 環境省への協議資料(作成する必要がある場合に限る。)

7 結果の取扱い

第1の6に同じ。

(別記)

検討委員会における有識者として指定する者(調整中)

氏名	所属等	所在地
沖野 外輝夫	諏訪湖創生ビジョン推進会議 会長	長野県諏訪市
宮原 裕一	国立大学法人信州大学理学部 附属湖沼高地教育研究センター 教授	長野県諏訪市
豊田 政史	信州大学工学部水環境・土木工学科 准教授	長野県長野市
小林 弘和	長野県環境保全研究所水・土壌環境部 部長	長野県長野市
降旗 充	長野県水産試験場諏訪支場 支場長	長野県諏訪市
武居 薫	諏訪湖漁業協同組合 組合長	長野県諏訪市